

明石市都市景観審議会規則

平成4年5月21日
規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市都市景観条例（平成4年条例第1号）第22条第3項の規定に基づき、明石市都市景観審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民代表

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 第2条に定めるもののほか、都市景観の形成に関する特定の事項の調査審議に関し必要がある場合は、審議会に臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下本条において同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、諮問された事項の審議について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課が行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成4年6月1日から施行する。

(審議会の招集の特例)

2 この規則の施行の日以後、最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成12年3月31日規則第23号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月9日規則第13号）

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に在任している市議会議員のうちから委嘱された委員は、この規則による改正後の明石市都市景観審議会規則第2条第2項の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお在任するものとする。